

「ミャンマー連邦共和国法制度調査報告」の紹介

国際協力部教官
國 井 弘 樹

ミャンマーは、2011年3月の民政移管以降、「ラスト・フロンティア」などと呼ばれるように、同国への投資を希望する世界各国から大きな注目を集めている。我が国においても、多くの民間企業がミャンマーへの進出を検討しているほか、政府主導の下、ミャンマー官民合同タスクフォースが設置されるなど、官民一体となって、積極的に同国への日本企業展開に取り組んでいるところである。

しかし、ミャンマーは、長らく軍事政権下にあったという事情もあり、外部からはその基本法制さえ明らかでなかった。そもそも、ミャンマーは、英領インドから移植した「ビルマ法典」を主要な法源としているが、同法典の入手自体が極めて困難であり、加えて、我が国にはミャンマー法研究者がほとんど存在しなかったこともあって、現在でもなお、ミャンマー法制度は未知の領域にある。そのような状況下で、我が国の民間企業がミャンマー進出に不安を覚え、躊躇するのも無理からぬところである。

本調査は、そのようなミャンマーについて、物権法制や会社法制、労働法制、外国投資法制など、主に民商事基本法を対象として、その基本法制を明らかにすることを目的にしている。これまで我が国において、これらミャンマーの民商事基本法について幅広く調査したことはほとんどなく、本報告書は、我が国初の「ミャンマー民商事基本法の概説書」であると言っても過言ではない。調査にあたっては、森・濱田松本法律事務所内に本調査に関するプロジェクトチームが設置され、多くの弁護士が調査にあたったほか、法文上からは知り得ない実務上の運用などについても、ミャンマー現地の法曹実務家からヒアリングを実施するなどして、限られた手段の中、できるだけ正確な情報を盛り込むべく努力した。この場を借りて、本調査に協力を賜った多くの方々に感謝を申し上げます。

なお、周知のように、現在、ミャンマーでは、ビジネス関連法令を中心に、多数の改正及び新規立法が実施されており、その速度はますます加速している。本調査は、2013年1月時点における法制を前提に行われており、その後の改正等を網羅しているものではない。読者におかれては、そのことに留意しつつ、本報告書を活用されたい。